

いじめ防止基本方針

いじめ問題対策チーム

校長・教頭・生徒指導
教育相談・養護教諭・担任
スクールソーシャルワーカー・
スクールカウンセラー・
いじめ対応アドバイザー

校 長

教 頭

いじめ対応アドバイザー

- 校内のいじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応について、教職員の理解を図る。
- 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身に付ける体制をつくる。
- いじめに関することについて校長に報告し、その指導の下に全校体制での取組を推進する。
- PTA や関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

生徒指導主事

- 各学年の子どもの状況を把握し、いじめが発見された場合は担任のサポートに努める。
- 学年会、生徒指導部会、職員会議などの場で、解決策についてリーダーシップを発揮する。
- 校長・教頭にいじめについての幅広い情報を提供し、率先して問題解決に当たる。
- いじめ対応アドバイザーとの連絡を密にし、その協力を仰ぐ。

学 年

縦割り活動

- 学級担任との連携を図り、学年内のいじめの把握に努める。
- 担任と問題解決に当たるとともにいじめの情報を積極的に学年会で共有する。
- 学年内のいじめについて生徒指導主事や校長・教頭に報告し、担任も含めて対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。
- 学年の指導方針について保護者の理解を深めるため、積極的に情報の収集や提供に努める。

学級担任

級 外

- 自分の学級にもいじめはあり得るとの認識をもち、子どもたちの不備の生活や言動をきめ細かく観察する。
- 授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど、可能な限り子どもたちと積極的にふれあうようにする。
- いじめが発生したり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、学年や他の教員との連携を図る。
- 子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意を持って対応する。

生徒指導委員会

- 学級担任が気付きにくい子どもの様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりに努める。
- 訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、信頼され安心できる保健室や相談室の雰囲気づくりに努める。
- 把握したいじめの情報を担任や生徒指導主事、教頭、校長に伝え、解決に向けて有効な対策を講じる。
- 担任と十分な連絡をとり、家庭との連携を密にして問題の解決に努める。